

平成 1 5 事業年度業務実績報告書

独立行政法人 航海訓練所

目 次

第1章 業務運営評価のための報告

はじめに	1
業務運営に関する報告	2
1. 中期目標の期間	2
2. 業務運営の効率化に関する事項	2
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	9
4. 財務内容の改善に関する事項	41
5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	51
第2章 自主改善努力評価のための報告	55

添付資料一覧

資料 1	; 平成15年度人事交流実績
資料 2	; 船・陸間情報通信ネットワークの概要図
資料 3	; 平成15年度実習生配乗表
資料 4	; 平成15年度学校・科別配乗実績
資料 5	; 平成15年度実習生受入修了実績
資料 6	; 取得海技資格による練習船の船種、実習期間、訓練海域の要件
資料 7	; 練習船実習と船員教育機関における教育の関係図
資料 8	; 内海等狭水域航行距離と出入港回数
資料 9	; 平成16年度実習生配乗表
資料10	; 商船系大学における平成16年度以降の実習制度
資料11	; 主な訓練機材等の整備実績及び計画一覧表
資料12	; 平成15年度意見交換会開催実績
資料13	; アンケートの活用要領
資料14	; 平成15年度アンケート実施結果概要
資料15	; 中期目標期間におけるアンケート実施計画
資料16	; 平成15年度職員研修実績
資料17	; 船員災害防止活動及び健康保持増進活動概要図
資料18	; 平成15年度教育査察実施結果
資料19	; 航海訓練の実績に係る成果の指標化に向けた取組みの概要
資料20	; 平成15年度独自研究項目一覧
資料21	; 平成15年度共同研究項目一覧
資料22	; 研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過
資料23	; 平成14年度研究課題事後評価報告書
資料24	; 平成16年度研究課題事前評価報告書
資料25	; 平成15年度研究課題中間評価報告書
資料26	; 研修員受入実績
資料27	; 平成15年度各種委員会への委員派遣実績
資料28	; 平成15年度所外研究報告実績一覧

- 資料 2 9 ; 平成 1 5 年度所外研究発表実績一覧
- 資料 3 0 ; 平成 1 5 年度所内研究発表実績一覧
- 資料 3 1 ; 平成 1 5 年度所内研究報告実績一覧
- 資料 3 2 ; 航海訓練所ホームページ・サイトマップ
- 資料 3 3 ; 配乗職員数の変化
- 資料 3 4 ; 平成 1 5 年度自主改善努力のポイント
- 資料 3 5 ; 自主開発自学自習型パソコン教材一覧
- 資料 3 6 ; 船内メール自動配信システム概要図

第1章 業務運営評価のための報告

はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日同委員会改定）に基づき、独立行政法人航海訓練所の平成15事業年度の業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が具体的数値（目標値）により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

< 目標値が設定されている場合 >

(中期目標 大項目 - 中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(中期計画 大項目 - 中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(年度計画における目標値 大項目 - 中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・

年度計画における目標値設定の考え方

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

< 上記以外の場合 >

(中期目標 大項目 - 中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(中期計画 大項目 - 中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・
(年度計画における目標 大項目 - 中項目—小項目「タイトル」)
・ ・ ・

年度計画における目標設定の考え方

当該年度における取組み及び今後中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標 2 - (1)「組織運営の効率化の推進」)

関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模及び配乗計画の見直しを行い、効率的組織の編成と運営を図る。

(中期計画 1 - (1)「組織運営の効率化の推進」)

関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模の見直しを行う。

具体的には、最新の船舶技術及びITを導入した訓練機材等を装備した次世代対応練習船の整備を図った上、商船大学養成定員縮減による受入学生数の減少を踏まえ、平成16年度早期からを目標に次世代対応練習船1隻、帆船練習船2隻及び標準練習船2隻計5隻の船隊に再編・整理して効率化を図るとともに、これをもとにより効果的な配乗計画となるよう見直しを図る。

(年度計画における目標値 1 - (1)「組織運営の効率化の推進」)

平成16年度早期からを目標とする組織運営の効率化(5隻体制への再編整理)を推進するため、最新の船舶技術及びITを導入した訓練機材等を装備する「次世代対応練習船」の建造工事を進め、年度内に進水させる。

年度計画における目標値設定の考え方

平成16年度早期に練習船隊を5隻体制へ再編整理するにあたっては、多人数に対する訓練実施可能とするための整備が不可欠であることから、「次世代対応練習船」の建造を行い、訓練体制を整える必要がある。したがって、平成13年度に締結した「次世代対応練習船」の建造契約に基づいて、平成15年度内に進水させることを設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

(平成16年度早期に6隻から5隻へ再編整理の目標)

当該年度における取組み

計画どおり船殻工事、船体及び機関の艤装工事を進め、平成15年12月12日に「次世代対応練習船」新銀河丸を進水させた。その後、内装、機器調整等を実施し、完工に向け工事を進めている。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成16年6月15日完工引渡しの工事計画に基づき、工事を順調に進めました。

(中期目標 2 - (2) 「人材の活用の推進」)

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、民間機関あるいは海事関連行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流を推進する。

(中期計画 1 - (2) 「人材の活用の推進」)

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進する。

具体的には、期間中に220名以上の人事交流を図る。

(年度計画における目標値 1 - (2) 「人材の活用の推進」)

理事長、理事2名及び監事2名(うち1名は非常勤)の役員及び466名の職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進し、本事業年度の期間中(以下、「期間中」という。)に44名以上の人事交流を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

職員数は第1期中期目標期末の職員数達成に向けた、段階的削減後の職員数として設定した。

人事交流の件数に関しては、各年度平均的に交流を実施するため中期計画に掲げた220名の5分の1に設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

年度初めの職員数を466名とした。

平成15年度における人事交流実績者数は49名であった。

当該年度における取組み

- ・ 国土交通省、海事教育機関、地方公共団体、民間船社等との調整に努め、人事交流を行った。

資料1：平成15年度人事交流実績

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 人事交流実績の累計(中期計画目標220名以上)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
交流実績	36	51	49			136

(中期目標 2 - (3) 「業務運営の効率化の推進」)

航海訓練の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の発展に伴う訓練機材等の計画的な整備を行うとともに、訓練施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図ることとし、船内における訓練の場の制約、男女の混合乗船、及び取得対象海技資格を異にする学生等の混合乗船等を考慮した効果的訓練の実施の観点を踏まえ、練習船の学生等受入定員に対する充足率を概ね70%とするよう努める。

(中期計画 1 - (3) 「業務運営の効率化の推進」)

航海訓練の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の進展に伴う訓練機材等の計画的な整備を行うとともに、訓練施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図る。

具体的には、船内における訓練の場の制約、男女の混合乗船、及び取得対象海技資格を異にする学生等の混合乗船等を考慮した効果的訓練の実施の観点を踏まえ、練習船の学生等受入定員に対する充足率を、概ね70%とするよう努める。

(年度計画における目標値 1 - (3) 「業務運営の効率化の推進」)

平成16年度早期からの練習船隊5隻体制における効率的な業務運営を図るため、「次世代対応練習船」の建造及び既存練習船の計画的整備を進める。

具体的には年度中に「次世代対応練習船」を進水させるとともに、本計画2 - (1) - (d) 項に基づく訓練機材等の整備を図る。特に、建造後22年が経過する大成丸に対して集中的整備期間を設け、主ボイラの修理等を行い、今後の5隻体制での航海訓練業務に万全を期すこととする。

年度計画における目標値設定の考え方

訓練施設(練習船隊)を効率的に運用し、訓練内容の質を維持しつつ、充足率を高めるための練習船隊の見直し・再編に当たっては、各練習船の訓練施設が同時に多種、多人数に対し訓練実施可能とする整備が不可欠である。したがって、「次世代対応練習船」の建造を前年度に引き続き進めること、既存練習船への計画的な訓練機材の整備を図ること、及び平成16年度からタービン船訓練を1隻で行うこととなる大成丸に対する集中整備を設定した。

中期計画で目標とする充足率^(注)70%の達成は、平成16年度早期の練習船5隻体制達成時为目标としている。

(注) 充足率；各練習船の実習生受入定員(人月)の合計に対する受入実習生(人月累計)の割合

$$\begin{aligned}\text{充足率} &= \Sigma \{ \text{受入実習生数} \times \text{実習期間(月)} \} \div \Sigma \{ \text{各練習船実習生受入可能数} \times 12 \text{月} \} \\ &\quad \times 100 \\ &= \Sigma \{ \text{受入実習生数} \times \text{実習期間(月)} \} \div 10,656^* \times 100\end{aligned}$$

* ; 練習船6隻の場合

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

当該年度取組み

平成16年度早期からの北斗丸（タービン船）の用途廃止、銀河丸の代船による5隻体制での効率的業務運営へ向けて、次のとおり実施した。

- ・ 「次世代対応練習船」新銀河丸の整備に関しては、平成16年度第1四半期での竣工・引渡しを目標として、平成15年12月12日に進水させた。
- ・ 既存練習船へ2 - (1) - (d)の計画に従い訓練機材を整備した。（技術革新に対応した機材による訓練の実施、多人数教育下での効果的な知識・技能の習得等を可能にすることを図る。）
訓練機材の整備実績の詳細は2 - (1) - (d)の項で報告する。
- ・ 大成丸に対し、主ボイラに係る修繕、環境対策としての煤回収装置新設等を主に集中的整備を実施し、今後の航海訓練に備えた。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 平成15年度の充足率は58.7%であり、平成14年度に比べ1.9ポイント増加している。
人月換算では222人月の増加となり、この原因としては、商船大学4学年及び海員学校乗船実習科の実習生の減少があったものの、商船大学乗船実習科進学者、高専実習生、海大実習生及び海員学校本科実習生が増加したことによる。
- ・ 本年度の受入れ実習生の人月を5隻体制で受入れた場合での計算による充足率は71.5%となる。

（中期目標 2 - (3)「業務運営の効率化の推進」）

施設管理業務等の外部委託化を含めた業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。

（中期計画 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」）

業務運営の効率化を図るため、施設管理業務等の外部委託を検討するとともに、書類等の電子化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。

（年度計画における目標値 1 - (3)「業務運営の効率化の推進」）

業務運営の効率化を図るため、施設管理業務等の外部委託方法を引き続き検討するとともに、あわせて書類の電子化に向けた対策を推進する。更に、一般管理費について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

施設管理業務等の外部委託に関しては、平成14年度における業務の委託状況の検討結果を踏まえて委託のありかたを検討することを設定した。

船・陸間の書類の電子化と情報の共有に向けては、通信費を考慮する必要があることから、その対策を講ずることを設定した。

一般管理費の抑制については、中期目標として掲げられた数値目標と同一に設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ・ 公用車1台を廃止するとともに、公用車運転業務の一部外部委託を取止め、必要時にタクシー又は運送業者を利用することとした。
- ・ 船・陸間の情報を共有化するため、各サーバー間の情報を定期的に更新させるシステムの導入を図った。一回の通信情報量に制限を加えることにより、情報内容の厳選と通信費抑制を図った。
- ・ 書類の電子化を推進するため、事業所内及び船内のPCを計画的に更新した。
- ・ 一般管理費の抑制に関し、期間中に通信費及び備品消耗品の購入を抑制することにより519千円を節約した。15年度の一般管理費予算額に対し2.5%に当たる。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 各練習船と陸上部門との情報通信ネットワークを効率的に運用することを目的とする、業務用ＰＣの計画的整備の一環として、平成１５年度においては更新又は新規を含め合計６６台のリース契約を締結した。

* 業務用 ＰＣ 整備計画

陸上部門；８０台のＰＣを４年契約で毎年２０台リース更新して使用する。

各 船；平成１６年度中に各船に３０台（計１５０台）を装備することを目標に平成１４年度から段階的にリース台数を増やすことで契約を開始し、計１０２台を装備した。

- ・ 船陸間の情報通信ネットワーク構築における問題点は、運用に係る通信費が陸上の通信環境に比べ、高コストに設定されている点であり、そのため通信費抑制対策を検討し、船・陸間における通信においては、１文書の容量を自動的に制限するシステムを導入した。

資料２；船・陸間情報通信ネットワークの概要図

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標 3 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等に対する航海訓練を実施する。

(中期計画 2 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等(以下、「実習生」という。)に対する航海訓練を実施する。

(年度計画における目標 2 - (1)「航海訓練の実施」)

独立行政法人航海訓練所法第10条第1号に基づき、実習生に対する航海訓練を実施する。

年度計画における目標設定の考え方

各船員教育機関からの実習委託を受け、前年度に設定した実習生配乗要領に基づき、各練習船に配乗し航海訓練を実施することを設定した。

資料3：平成15年度実習生配乗表

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

航海訓練の実施実績

1. 商船大学及び商船高専の学生に対する航海訓練の実施

三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)[平成10年までの入学者にあっては3級海技士(航海及び機関)]に係わる知識・技能の習得を教育目的とする、商船大学2校及び商船高専5校の学生を配乗計画に基づき実習生として受入れた。それぞれの訓練課程及び指導要領に従い、航海科又は機関科別に外航船舶職員として求められる資質・能力を育むことを目標として航海訓練を実施した。12月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船履歴証明書を発行した。

航海科の実習生に対しては、GMDSS資格に関わる訓練を実施し、修了者に対し電波法に基づく「認定新規訓練課程修了証明書」を発行した。また、海事英語訓練に関し、3ヵ年計画の第2年度目の実験調査を練習船内において実施した。

平成15年度配乗実績 :

資料4：平成15年度学校・科別配乗実績

実習受入人数 : 大学・高専合わせて 延べ3,437人月

平成15年度実習修了率^(注) : 99.8%

資料5：平成15年度実習生受入修了実績

(注) 修了率：修了者数÷受入者数×100

2. 海技大学校の学生に対する航海訓練の実施

海員学校本科卒業者に対する三級海技士(航海)又は三級海技士(機関)に係わる知識・技能の習得を教育目的とする海技大学校の海上技術科(航海科及び機関科)の学生を配乗計画に基づき実習生として受入れた。それぞれの訓練課程及び指導要領に従い、航海科又は機関科別に主

に近代化、大型化する内航海運船舶職員として求められる資質・能力を育むことを目標として航海訓練を実施した。9月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び海員学校本科在籍中に於ける3月の履歴と合わせ12月の乗船履歴証明書を発行した。

航海科の実習生に対しては、GMDSS資格に関わる訓練を実施し、修了者に対し電波法に基づく「認定新規訓練課程修了証明書」を発行した。

平成15年度配乗実績 : 資料4：平成15年度学校・科別配乗実績

実習受入人数 : 225人月

平成15年度実習修了率 : 96.0% 資料5：平成15年度実習生受入修了実績

3. 海員学校の専修科の学生及び本科の生徒に対する航海訓練

四級海技士（航海及び機関）両方の海技資格取得に係わる知識・技能の習得を教育目的とする海員学校の専修科の学生及び本科の生徒を配乗計画に基づき実習生として受入れた。訓練課程及び指導要領に従い、航海科及び機関科の内航船舶職員として求められる資質・能力を育むことを目標として航海訓練を実施した。9月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴を付与し、修了者に対しては修了証書及び乗船履歴証明書を発行した。

平成15年度配乗実績 : 資料4：平成15年度学校・科別配乗実績

実習受入人数 : 専修科・本科・乗船実習科 延べ 2,475人月

平成15年度実習修了率 : 99.5% 資料5：平成15年度実習生受入修了実績

4. 開発途上国船員養成事業研修生に対する航海訓練

開発途上国船員養成事業（以下 ODA という。）^{（注）}の研修生を国土交通大臣が指定する者として配乗計画に基づき実習生として受入れた。航海科又は機関科別に出身国の船員養成機関において学んだ知識及び技能に応じ、外航船舶の初級航海士又は機関士として必要な基礎的知識・能力を育むことを目標として航海訓練を実施した。3月の訓練期間を通じ資格取得に必要な乗船履歴の一部を付与した。

平成15年度配乗実績 : 青雲丸に平成15年12月16日から平成16年3月15日の間乗船させた。

実習受入人数 : フィリピン、インドネシア、バングラディッシュから受入
126人月

平成15年度実習修了率 : 100% 資料5：平成15年度実習生受入修了実績

（注） 開発途上国船員養成事業は、「船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」（以下「STCW条約」^{〔注〕}という。）に加盟している先進海運国の責務として求められている事項に応えるため実施している事業。

〔注〕 STCW条約は、船員に対する訓練、資格証明及び船上での当直維持に関する国際的基準を明らかにし、加盟国がその基準を遵守することにより、海上における人命及び財産の

安全並びに海洋環境の保護を図ることを目的としている。特に、資格証明を受けるための訓練のあり方、資格証明を受けようとする者の知識、能力等に関する詳細な規定は、国内法である船舶職員及び小型船舶操縦者法に取り込まれていることから、学校等における教育及び航海訓練所における訓練と直接的に関連している。

５．海員学校の司ちゅう・事務科の学生に対する航海訓練

海員学校の司ちゅう・事務科の学生を実習生として受入れた。席上課程での教育と相まって、船員としての基本的な知識及び技能の習得並びに船員の置かれた自然環境、人的環境及び船員として必要な安全かつ確実に規律ある行動習慣を体験させることを目標として１０日間の特習科の航海訓練を行った。

平成１５年度配乗実績　　：　北斗丸に平成１５年６月２５日から平成１５年７月５日の間乗船させた。

実習受入人数　　　　　：　１４人月

平成１５年度実習修了率　：　１００％

資料５：平成１５年度実習生受入修了実績

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（１）航海訓練に関する業務の実施対象と目的

航海訓練に関する業務は、次の商船系教育機関等（以下「学校等」という。）の学生又は生徒等に対し、船舶運航に必要な知識及び技能を習得させることを目的としている。

ア 商船に関する学部を置く国立大学（以下「商船大学」という。）

東京商船大学　商船学部　商船システム工学課程　航海学コース及び機関学コース

神戸商船大学　商船学部　商船システム学課程　航海学コース及び機関学コース

注）平成１５年１０月に両商船大学はそれぞれ他大学と統合したが、在学者については年度中は両商船大学の学生とされた。

イ 商船に関する学科を置く国立高等専門学校（以下「商船高専」という。）

富山商船高等専門学校　商船学科　航海コース及び機関コース

鳥羽商船高等専門学校　商船学科　航海コース及び機関コース

弓削商船高等専門学校　商船学科　航海コース及び機関コース

広島商船高等専門学校　商船学科　航海コース及び機関コース

大島商船高等専門学校　商船学科　航海コース及び機関コース

ウ 独立行政法人海技大学校（以下「海技大学校」という。）

海上技術科　航海科及び機関科

エ 独立行政法人海員学校（以下「海員学校」という。）

本科、乗船実習科、専修科、司ちゅう・事務科

インターンシップ課程（本科）

インターンシップ課程（専修科）

オ 上記機関の学生及び生徒に準ずる者として国土交通大臣が指定する者

(財)日本船員福利雇用促進センター(開発途上国船員養成事業を国から受託して実施する機関。)が委託する研修生

(2) 航海訓練と学校等における席上課程との関連

上記学校等は、船舶職員及び小型船舶操縦者法^(*)関係法令に基づき船舶職員養成施設としての指定を受け、当該指定の基準に基づく教育課程に船舶実習を組み込んでおり、その船舶実習は、航海訓練所で行うこととされている。すなわち、航海訓練所は、わが国の商船教育制度の下、学校等から一元的に学生等を受入れ、練習船で航海訓練を行っている。

なお、開発途上国船員養成事業は、開発途上国においてSTCW条約を満足する上記船舶実習を円滑に行うことが難しい状況を踏まえて実施するものであり、航海訓練所の研修生に対する航海訓練は、研修生が出身国で受けた船員教育課程に応じて行っている。

(*) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶の大きさ、機関の出力に応じて乗り組ますべき海技従事者の資格及び乗組基準を定めるとともに、海技従事者の免許基準、船舶職員養成施設の施設、設備及び教育内容等の基準等を定めている。

(3) 訓練期間

訓練期間は、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令に基づき、取得対象海技資格別に指定され学校等の卒業者に対する乗船履歴の特例を満足する最短期間である。

また、前記特例は、取得対象の海技資格に応じて船種(帆船、ディーゼル船若しくはタービン船)別の乗船期間及び訓練海域を規定している。

資料6：取得海技資格による練習船の船種、実習期間、訓練海域の要件

なお、開発途上国の研修生に対する航海訓練所練習船における訓練期間は、開発途上国船員養成事業のスキームの中で3月と定められている。

また、海員学校司ちゅう・事務科の学生に対する訓練期間は、海上安全船員教育審議会の答申(平成3年)において当該学生に対する航海訓練の必要性が指摘されたことを踏まえ、海員学校における同科の教育課程と調和を図り、10日としている。

資料7：練習船実習と船員教育機関における教育の関係図

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

航海訓練の実施に際しては、機器の自動化や情報技術等の船舶の技術革新、一層の即戦力化や管理能力の付与等の船員に求められる技術、資質等の変化に対応した訓練課程の設定を図り、これに基づき、安全な環境を維持しつつ、学生、生徒等の理解度の向上及び満足度の向上に努める。加えて研修等の実施により職員の質の向上を図り、より効果的な航海訓練を目指す。さらに航海訓練に関する自己評価体制を構築し、効果的な航海訓練への反映を図る。

(中期計画 2 - (1) 「航海訓練の実施」)

訓練課程の設定並びに実習生の適正な配乗計画の具体化にあたっては、船舶職員法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を反映するよう努める。

以上に関連し、期間中に (a) ~ (i) の達成を図る。

(a) 「訓練課程及び指導要領の見直し」

三級海技士養成

船舶の技術革新に対応するとともに、航海科・機関科訓練それぞれの深度化及び海の高度情報化に対応する訓練、並びに G M D S S 資格訓練及び船舶運航を通じた実践的海事英語訓練の導入のための見直し・充実

四級海技士養成

船舶の技術革新及び海の高度情報化に対応するための見直し・充実並びに内海等狭水域及び狭水路航行に係る訓練の更なる充実

(年度計画における目標 2 - (1) 「航海訓練の実施」)

訓練課程の設定及び実習生の配乗計画は、船舶職員法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申等を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を速やかに反映するよう努める。

より実践的で即戦力になり得る航海訓練として、海員学校インターンシップ制度に対応した訓練を計画し実施する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成

平成 1 6 年度からの実習生配乗計画の変更に適合させるため、大学及び海技大学校機関科実習生用の訓練課程及び指導要領の見直しを行う。更に、実践的海事英語訓練の充実を図るための調査を継続実施し、訓練方法の確立に努める。

四級海技士養成

平成 1 3 年度から調査を継続している内航海運の運航実態を勘察し、四級海技士の訓練課程及び指導要領の見直しを行う。内航海運の運航実態に応じて、内海等狭水域及び狭水路航行に係る訓練を引き続き実施し、より効果的な訓練方法を検討する。

年度計画における目標設定の考え方

三級海技士養成

北斗丸（タービン船）用途廃止に伴う配乗要領の変更及び関係諸機関からの要望を考慮し、機関科実習の効率的な展開と更なる即戦力化を図るための訓練課程及び指導要領の見直し及び練習船における海事英語訓練の充実のための調査継続を設置した。

四級海技士養成

即戦力として要求される知識・技能の習得のための訓練内容を訓練課程及び指導要領に反映させる必要から、その見直しと、効果的な訓練方法について検討することを設定した。また、船員教育機関及び海事産業界からの意見を基に、内海等狭水道航行に係る訓練の充実等即戦力に対応した航海訓練の実施を設定した。

また、海員学校専修科及び本科に新たに設置される「インターンシップ課程」の航海訓練実施に備え訓練課程等の整備を設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

三級海技士養成

当該年度における取組み

- ・ 商船大学及び海技大学校の各機関科の訓練課程及び指導要領の見直しを実施し、平成16年度からの運用開始に備えた。
- ・ STCW条約の要求及び外航船社の要望等に対応する海事英語訓練を練習船で本格化するため、（財）練習船教育後援会（平成16年3月から（財）船員教育振興協会）が実施している実験調査事業の一環として米国カリフォルニア・マリタイム・アカデミーから招聘したアシスタントアドバイザーを平成14年度に引き続き練習船に受入れ、船舶運航現場での実践的訓練を行った。
- ・ 従来の調査結果を踏まえ、ODA 実習生を含めたロールプレイによる海事英語訓練の実施、リスニング教材を作成し試用した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 商船大学の訓練課程等に関し、配乗船の変更に伴う一部見直しを実施し、平成16年度中に見直しを完了する。

四級海技士養成

当該年度における取組み

- ・ 職員に対する内航船での研修等を通じて内航海運の実態把握に努め、その結果を四級海技士カリキュラムに反映させるとともに、各練習船における即戦力化のための実習訓練手法の確立に向けた試行に役立てた。
- ・ 充実を図った瀬戸内海等狭水道航行に係る訓練を維持した。

- ・ 海員学校に新たに開設された『海員学校インターンシップ課程（本科）』の受入を計画したが、海員学校から実習委託が無かった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 平成 15 年度に四級海技士用の訓練課程等の見直しを完了し、今後即戦力に向けた訓練をさらに充実する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ （財）練習船教育後援会の実験調査事業の一環として、民間外航船社等と協力し海事英語訓練に使用する参考書の作成を平成 16 年度中に完了する予定である。
- ・ 海事英語訓練の本格化を前記実験調査事業の『産・官・学をメンバーとした検討会及び作業部会』において検討中であるが、その検討状況・意見を踏まえ各船で訓練の充実を試みている。
- ・ 海員学校実習生に対する、内海等狭水域航行距離と出入港回数の変化を別添資料に示す。

資料 8：内海等狭水域航行距離と出入港回数

- ・ 航海訓練所で開始した GMDSS 資格に係る訓練について、（社）日本船主協会及び全日本海員組合の関係者がそのカリキュラム及び実技訓練の内容を調査した。その結果、各船社が新卒採用の航海士に対して実施していた海技大学校における当該資格に係る訓練（労使間協定）を今後省略することが両者の間で合意された。（平成 16 年 1 月 28 日）これにより、外航船社の社内養成訓練に係る負担が軽減されたと思われる。

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (b) 「実習生の適正な配乗計画と受入計画」)

船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。

(年度計画における目標 2 - (1) - (b) 「実習生の適正な配乗計画と受入計画」)

平成 16 年度からの 5 隻体制での最適な配乗を検討し、次年度の配乗計画を策定する。

検討に当たっては、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績を踏まえた受入計画、並びに各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に留意する。更に海員学校における本科・専修科再編の動き、大学、高専の法人移行後の教育体制等を考慮し、船員教育機関の変化に対応した最適な配乗計画を策定するため、各船員教育機関との調整を継続する。

年度計画における目標設定の考え方

各船員教育機関からの科別、学年別受入実績を踏まえて、効果的な航海訓練を実施することを目的とし、5 隻体制での平成 16 年度における最適な配乗を計画することを設定した。更に船隊再編・整理後の 5 隻体制での配乗は、各船員教育機関の定員及び学事予定が大きく影響することから、各船員教育機関との調整に基づく検討を設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- ・ 各船員教育機関からの科別、学年別受入実績や在籍者数を踏まえ、平成 16 年度実習生受入計画を立案し、その受入計画に基づき、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づく実習生の練習船への平成 16 年度実習生配乗表を作成した。

資料 9 : 平成 16 年度実習生配乗表

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 5 隻体制へ船隊再編整理後の実習生の受入及び配乗に関し、商船大学、商船高専、海技大学校、海員学校及び(財)日本船員福利雇用促進センターとの調整を意見交換会の場等を通して行っている。商船大学、商船高専の統合法人化後の船員養成スキーム及び海員学校の本科・専修科再編の動きは、今後の上記調整に大きく影響する可能性があるので情報交換を密にすることとしている。
- ・ 5 隻体制により受入能力が減少し、各船員教育機関からの実習生受入が最大となる時期には、船内の居室及び訓練の場ともに満杯に近い状態が発生することとなるが、訓練方法を検討、充実することにより訓練の質の維持・向上に努める。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 現在（平成 16 年 3 月 31 日）までに航海訓練所が知り得ている各船員教育機関等の今後の船員養成スキーム等

* 大学；平成 15 年 10 月各商船大学が他大学と統合の上、平成 16 年 4 月から国立大学法人に移行。大学における船員養成スキームに関しては資料のとおり。

資料 10：商船系大学における平成 16 年度以降の実習制度

* 高専；平成 16 年 4 月から独立行政法人高等専門学校機構に統合、各学校とも船員養成数は現状どおりの予定。

* 海大；新しい三級海技士の養成コースの新設を検討している。

* 海員学校；

本科 = 平成 15 年度及び 16 年度の沖縄海上技術学校の募集停止（平成 15 年度海員学校本科入学者の訓練は平成 17 年度 4 / 4 期に予定）し、平成 18 年度に廃止を予定している。

1 校について募集定員を 10 名削減している。

専修科 = 平成 16 年度から募集定員を 10 名増加させている。

司ちゅう・事務科 = 平成 14 年度から合格者を 40 名に縮減している。

インターンシップ課程（専修科）及び（本科） = 平成 15 年 10 月から受入予定。

* 開発途上国研修生（ODA 実習生）；平成 11 年度以降 ODA 関連予算は毎年約 10 % ずつ削減されてきたが、平成 16 年度予算は平成 15 年度と同規模とされている。

- ・ 中期計画人数—配乗計画人数—受入者数

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
中期計画人数	1,788	1,595	1,570	1,550	1,550
配乗計画人数	1,658	1,652	1,649	1,781	-
受入者数	1,589	1,541	1,568	-	-
備考		# 1	# 2 # 3	# 4	

人数；受入延べ人数で表示（14 年度内訳は資料 4 参照）

配乗計画人数は前年度における在籍者及び進路調査（最終調査 12 月）を基に最終決定している。

備考 # 1 . ODA 実習生対前年 11 名減、（中期計画策定後に決定）

2 . 商船大学 4 学年まで定員削減

3 . 海員学校インターンシップ制度実習開始（中期計画策定後に決定）

4 . 大学における新船員養成スキーム開始（中期計画策定後に決定）

1・2 学年に対する乗船実習の必修範囲の変更

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (c) 「訓練の達成目標」)

再指導等の徹底により、訓練課程の過去 5 年の修了実績 (98 %) を維持する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (c) 「訓練の達成目標」)

再指導等の徹底により、訓練課程の過去 5 年の修了実績 (98 %) を維持する。

年度計画における目標値設定の考え方

従来から再指導の徹底等により高い修了率を保っていることから、これを維持することを設定した。

実績値 (当該項目に関する取組み状況も含む。)

- ・ 平成 15 年度全実習生平均の修了率は 99.7 % であった。

資料 5 : 平成 15 年度実習生受入修了実績

当該年度における取組み

航海訓練の成果の指標化への取組みと合わせ、実習を修了させるため再指導等以下の取組みを実施した。

- ・ 各実習場面に応じ実習直後に小テストを導入し、知識習得状況を把握し、知識の不足している者に対し再指導により知識の習得を図った。
- ・ 中間試験及び期末試験の実施、あるいは実習生に与えた課題に対して提出されたレポートの内容により知識習得状況を把握し、補足のための再指導を徹底した。
- ・ 実習生各人が自信を持てることを目指した実技指導を充実した。
- ・ ロープワーク等の実技訓練を通じて技能習得状況を把握し、再指導によりレベルの引き上げを行った。
- ・ 入所時に学力を把握するためのテストを行い、その結果に応じた指導に当たる等の工夫を試行した。
- ・ 実習生を班に編成し、班毎に複数の担当教官を配置、班担当教官等と実習生との懇談会実施回数の増加、また、船内生活における日々のコミュニケーションを通じ、実習生の悩み、相談事への対応、あるいは支援を実施した。
- ・ 各班に置く『係』が記入する日誌を活用し、実習生の要望等、対応可能なものに関し速やかに対応し、また、実施不可能なものに関しては、その理由を説明する等、きめ細かい取組みに努めた。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 正規の訓練時間以外でも実習生がパソコンを使用して自学自習等により知識、技能の習得を促進できるよう教材を順次整備している。
- ・ 海員学校との意見交換会での要望を踏まえ、学校が収集した四級海技士口述試験内容を再整理した資料を実習生に配布活用させた。

- ・ 修了率の推移（中期計画目標 98%）

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計・平均
受入者数	1,589	1,541	1,568	-	-	
修了者数	1,575	1,532	1,563	-	-	
修了率%	99.1	99.4	99.7	-	-	

- ・ 途中下船の主な理由としては以下のとおりである。
 - 長期治療を要する病気による下船
 - 船内生活への不適合等による進路変更

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (d) 「訓練機材の整備」)

技術革新等に対応し、より効果的な訓練を実施するため、各練習船に情報通信等の訓練機材の整備を図る。

(年度計画における目標 2 - (1) - (d) 「訓練機材の整備」)

技術革新等に対応し、より効果的・効率的な訓練を実施するため、日本丸及び海王丸への E C D I S (電子海図表示装置) 演習装置の装備、並びに大成丸及び青雲丸への海事英語研修教材等の整備を図る。また、機関整備実習充実のため日本丸の機関工作室を拡張する等訓練環境の改善を図る。

更に、5 隻体制での実習生配乗を踏まえ、多科混乗時における効果的な訓練の実施を図るために必要な訓練機材等の拡充整備を行う。

年度計画における目標設定の考え方

より効果的な訓練環境の整備、既存練習船に技術革新等に対応した訓練機器の導入及び海事英語訓練の充実のための教材整備を設定した。

5 隻体制における実習生の多科混乗 (三級、四級実習生の同一船への配乗等) による、同時並行実習に対応するために現状の訓練機材の見直しを設定した。

当該年度における取組み

- ・ 海事英語訓練教材 (航海科用) を計画を前倒しにして日本丸、海王丸、大成丸及び北斗丸に整備し、訓練の強化を図った。なお、機関科用英語教材は現在原案を作成中である。
- ・ 冷凍サイクル実習装置を銀河丸、大成丸に装備し、内航及び外航船社のニーズに適應する即戦力化訓練の強化を図った。
- ・ 電子海図表示演習装置を日本丸、海王丸に装備し、技術革新に対応する訓練の強化を図った。
- ・ AIS (船舶自動識別装置) を日本丸、海王丸及び青雲丸に装備し、これにより代船就航語 5 隻全船に装備される。
- ・ 機関整備実習充実のため日本丸の機関工作室を拡張する等訓練環境の改善を図った。
- ・ 機器の換装工事に伴い発生した廃材 (過給機、シリンダヘッド、燃料噴射ポンプ等) を機関科教材として活用した。
- ・ 用途廃止を予定する練習船から順次主要な実習訓練装置を移設した。
 - (1) 配電盤実習装置、
 - (2) ボイラシミュレータ
 - (3) 強電回路実習装置

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 第一期中期計画における主要な訓練機材の導入及び更新はほぼ完了し、今後はその有効活用を介して、訓練の質的向上を図ることとしている。ただし、訓練環境の改善につながる機材整備は必要に応じて継続していく。

資料 1 1 ; 主な訓練機材等の整備実績及び計画一覧表

- ・ 訓練機材整備に当たっては、職員の内航船での研修及び海運業界等との意見交換会等をおして、ニーズを的確に反映するよう努める。
- ・ 船内 LAN 及び船陸間ネットワークの有効な活用方法を通して、訓練方法をさらに改善していく。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 教官が独自に開発した教材の整備に関しては、自主改善努力で報告する。

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (e) 「意見交換会の開催」)

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を年間8回程度開催する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (e) 「意見交換会の開催」)

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を8回程度開催する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の目標値：各船員教育機関及び海事産業界各種団体等と最低1回の開催を目途とし、年間8回程度の意見交換会を設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- 平成15年度の開催実績は10回であった。

資料12：平成15年度意見交換会開催実績

当該年度における取組み

- 前年度に引き続き、各船員教育機関との定期的な意見交換会の実施に加え、平成15年度における内航業界との定期的な意見交換会及び外航中核船社との不定期な意見交換会においてはテーマを決めて実施し、外航船社からの「部員教官を活用した現場作業の習得」「海事英語の習得」、内航船社からの「即戦力に向けた実習の充実」等の現場からの意見を航海訓練に反映させた。
内航業界：即戦力に対応する実習のあり方について
外航海運：新卒者の知識レベルと実習の重点項目について
- 関係業界幹部と練習船教官が直接意見を交換するために可能な限り機会を捕らえて、海運業界幹部の訓練視察会を新たにスタートさせた。
(詳細は自主改善努力で報告する。)

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 商船大学その他大学との統合、法人化に伴い必要に応じ臨時の意見交換会を開催することとしている。
- 独立行政法人移行後、関係業界等との意見交換会を新たに実施することとしたことにより、実施回数が増加している。

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (f) 「実習生による評価」)

訓練課程に基づく実践的な知識・技能の指導及び船舶運航・管理に従事する人材としての資質の涵養に関する指導を適切に評価し、指導要領の再編に資するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定した上、訓練期間の初期及び末期に行う実習生による訓練評価を、年間 1 2 回程度実施する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (f) 「実習生による評価」)

訓練期間の初期及び末期に用いるアンケート調査を活用し、実習生による訓練評価を実施する。平成 1 5 年度の実施対象実習生としては、前年度から引き続いて実習生を加える。実施回数は年間 2 2 回程度とする。また、その結果を航海訓練に反映させる。

年度計画における目標値設定の考え方

前年度試行したアンケート様式に基づき、実習生による評価を系統立てて実施することとし、中期目標期間中に実習生のグループ別、乗船した船毎に実習の初期及び末期に行うことを設定し、中期目標終了期までの実施必要回数から実施回数を設定した。

実績値 (当該項目に関する取組み状況も含む。)

- ・ 商船高等専門学校、海員学校及び海技大学校実習生を対象とし、2 2 回行った。

当該年度における取組み

- ・ 平成 1 5 年度に実施したアンケート結果の概要は別添資料のとおり。

資料 1 3 : アンケートの活用要領

資料 1 4 : 平成 1 5 年度アンケート実施結果概要

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 当アンケートの取組みは、実習生による航海訓練評価の指標として、資質の涵養に関する訓練効果及び実習生の航海訓練に対する満足度等を計ることを主な目的としている。
- ・ 航海訓練の成果を全体的傾向として把握しているが、航海訓練のどの要素が資質の涵養に関連しているのか明らかにするためのアンケートを実施し訓練に反映させることを検討している。

資料 1 5 : 中期目標期間におけるアンケート実施計画

- ・ 各授業 (実習) 評価に関するアンケートを適宜各教官が独自に実施することもある。
- ・ アンケートの調査は、実習生の声を反映させる場としても活用し、実習や船内生活に関する「機関室での説明が聞き取り難い」、「娯楽室の分煙を希望する」等の要望に関し対応可能な事項について即応した。

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (g) 「職員研修」)

職員に必要な教養及び知識・技能を習得させ、職員としての資質の向上を図るための研修計画を策定し、期間中に延べ135名以上に対し研修を実施する。

なお、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、職員を海外の大学等教育研究機関に留学させることも検討する。

(年度計画における目標値 2 - (1) - (g) 「職員研修」)

職員の職階別、職務別に、延べ30名以上に対し、内部研修及び内航船社を含めた外部の研修実施機関等への委託研修を計画し、実施する。また、洋上で業務に従事する練習船船員に対する外部研修の実施機会が制約されることを考慮し、海事関係諸機関から受入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。

国土交通省等の協力を得て、職員1名の海外留学を引き続き実施する。

年度計画における目標値設定の考え方

各年度平均的に実施することとして、中期目標期間中の目標値延べ135名以上の5分の1程度を設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ・ 平成15年度の研修受講者数は延べ166名である。

資料16：平成15年度職員研修実績

当該年度における取組み

- ・ 研修成果を業務へ反映させるため、研修目的を明確化した。
- ・ 国土交通省等の協力を得て、スウェーデン所在の世界海事大学に職員1名を留学生として派遣している。
- ・ 研修機会の少ない練習船職員に対し、運航実務研修で乗船する研修員の知見の活用を継続して実施し、研修派遣元業務に係わる講演等を受講させた。14回実施。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 中期計画で掲げる目標件数は平成 7 年から 11 年の 5 年間における外部研修の実績値を基にしているが、年度計画において『内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を計画し、実施する。』としていることから実施実績人数は、その合計人数としている。
- ・ 実績報告においては、外部研修と内部研修に分け整理している。外部の研修実施機関等への委託研修は 144 名であった。
- ・ 独法への移行及び社会情勢の変化に伴い、従来の研修項目に加え、安全・船舶運航管理、船舶保安計画、メンタルヘルス、内航商船実務研修、独法会計事務等、必要とする研修項目が増加している。

- ・ 研修実施人数累計（中期計画目標人数 135 名以上）

	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	累計
研修実施人数	80	121	166			367

- ・ 独法移行後、安全関係を重点として研修内容の見直しを実施した結果、外部委託研修を年間 80 名程度実施する必要性が生じている。また、内部研修に関しては主に新採用、昇任に係る研修であり定常的な研修ではない。更に、今後船舶安全運航管理システムの試行に伴う内部研修の必要性が発生してくると考えている。
- ・ 独立行政法人の経営等に関する「エイジェンシー・セミナー」を企画実施し、役職員等の意識啓蒙を図った。

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)

同上

(中期計画 2 - (1) - (h) 「安全管理の推進」)

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとともに、各個人の意識啓蒙に努める。

具体的には、以下の目標達成を図る。

船舶安全運航管理システムを確立する。

健康保持増進計画を確立する。

(年度計画における目標 2 - (1) - (h) 「安全管理の推進」)

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとともに、各個人の意識啓蒙を図るため、次の事項を実施する。

船舶安全運航管理システムを構成するサブシステムの策定を進め、平成 16 年度上半期からの試行を目指す。

健康保持増進計画を確立させるため、健康保持増進に係る基本方針及び基本的計画に基づき、年度毎の実施計画を策定し、その活動を推進させる。

会議、季刊紙等を通じて安全衛生及び安全管理に関する意識啓蒙を図る。

年度計画における目標設定の考え方

平成 15 年度中に船舶安全運航管理システム (安全管理手引書) を完成させるための、サブシステム策定を進めることを設定した。

健康保持増進活動を実行するにあたり、各船における活動計画の基となる「健康保持増進実施計画」を策定し、活動を推進することを設定した。

安全管理や健康保持増進に関して個々の職員の意識が大きく影響することから、会議、季刊紙等を通じて安全衛生及び安全管理に関する意識啓蒙を図ることを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

平成 13 年度に策定した地球環境の保全を含む「練習船の安全運航の確保に関する基本方針」に基づく船舶安全運航管理システムの構築のために、平成 15 年度中にサブシステム策定を完了し、平成 16 年度からの試行に備えた。

安全衛生委員会において平成 15 年度の「健康保持増進実施計画」を策定し、これを受け各練習船において職員及び実習生の意見を反映した「健康保持増進活動計画」を策定、活動した。

陸上において安全衛生委員会を適宜開催するとともに、季刊紙を年間 4 回発行して職員及び実習生の安全衛生に関する意識啓蒙を図った。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 策定した船舶安全運航管理システムの点検・確認を行った上、平成 16 年度上半期にシステム全体の試行を開始する。
- ・ 職員に対するメンタルヘルスに係る研修を継続し、職員全体のメンタルヘルスに関する認識を一層向上させる。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 災害防止活動に関しては、従来から国が定める船員災害防止基本計画に基づきその活動を実施してきたところであり、すでに確立されていることから中期計画の目標からは除外している。
- ・ 航海訓練所船員災害防止活動の概要並びに航海訓練所船員及び実習生のための健康保持増進活動の概要を資料 17 に示す。

資料 17：船員災害防止活動及び健康保持増進活動概要図

意識啓蒙活動

安全衛生に関する季刊紙『安全と衛生』に以下の特集記事を掲載し意識啓蒙を図った。

夏 = 航海訓練所船員災害防止実施計画及び健康保持増進実施計画について

秋 = 船員労働安全衛生月間について

冬 = 全船一斉安全点検について

春 = ラインケアの最新事情について

- ・ I S P S（船舶と港湾施設の保安のための国際保安コード）により要求される練習船の保安確保体制を構築し、平成 16 年度早期に国際船舶保安証書の発給を受けるべく手続き中であり、同コードの平成 16 年 7 月の発効に備えている。

(中期目標 3 - (1) 「航海訓練の実施」)
同上

(中期計画 2 - (1) - (i) 「自己点検・評価体制の確立」)

航海訓練の現状を客観的に把握するとともに、組織の目的との関連において、その現状を点検・評価し、改善すべき点を明らかにし、更には将来的改革の方向をも検討し、それらに沿って改善・改革を行うため、自己点検・評価を試行し、期間中に自己点検・評価体制を確立する。

(年度計画における目標 2 - (1) - (i) 「自己点検・評価体制の確立」)

前年度の内部評価の結果等を踏まえ、航海訓練の実績に係る成果を指標化する手法について試行し、内部評価体制の確立に資する。また、安全な環境維持に関する内部評価体制の整備に努める。

年度計画における目標設定の考え方

本中期目標期間中に内部評価委員会規程に基づく内部評価体制を確立するために、評価項目の一つである航海訓練の実績に係る成果の指標化に取り組むことを設定した。

安全管理システムにおける内部監査を活用した、安全管理に関する内部評価体制の確立を検討することを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- ・ 内部評価の一環として、理事長を査察官とする教育訓練計画及びそれに基づく訓練実施状況等を査察するための教育査察を、各船に対して年 1 回、合計 6 回実施した。その際に、必要に応じて改善点の指摘をするとともに、乗組員と船舶運航や教育実施現状に関する意見交換を行うこととし、組織の長が業務の現状を直接把握する機会としている。

各船に対する点検結果を全船に周知し、情報を共有化することにより、業務運営の向上を図っている。

資料 18：平成 15 年度教育査察実施結果

資料 19：航海訓練の実績に係る成果の指標化に向けた取組みの概要

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 内部評価委員会規程の実効を図るため、業務の主たる実施場所が各練習船であることを踏まえた下部規程（評価の方法と基準）の整備を図り、体制確立を目指すこととしている。
- ・ 安全管理システムにおける監査を活用した内部評価を実施していく。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 訓練成果の指標化に関し、訓練の主要項目における知識の向上傾向を指標化し把握するための調査方法確立に関し、海員学校と協力して取り組んでいる。

（中期目標 ３ - （２）「研究の実施」）

独立行政法人航海訓練所法第１０条第２号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化を図るとともに、研究の成果の航海訓練への活用を図る。

（中期計画 ２ - （２） - （ａ）「研究の実施」・「研究の件数」）

独立行政法人航海訓練所法第１０条第２号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化を図りつつ、研究の成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

３０件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に２５件程度、大学等の研究機関との共同研究を行う。

（年度計画における目標値 ２ - （２） - （ａ）「研究の件数」）

独立行政法人航海訓練所法第１０条第２号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて実施し、研究成果の航海訓練への活用を図る。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

新規項目及び継続項目を合わせて１８件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に新規項目及び継続項目を合わせて１５件程度の共同研究を行う。

年度計画における目標値設定の考え方

個別法に規定する研究業務の実施とその成果の航海訓練への活用を設定した。

研究件数に関して、中期計画では５年間の研究件数を、独自研究について３０件程度、共同研究について２５件程度としており、目標値達成のために、５年間で以前からの継続研究を全て終了し、同数の新規研究を開始することを想定して、年度計画における研究件数を、独自研究について（継続件数１５件＋新規件数３件＝）合計１８件程度、共同研究について（継続件数（１２～１３）件＋新規件数（３～２）件＝）合計１５件程度に設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ・ 研究実施実績

航海訓練所研究管理規程に則り、前年度末に作成した平成 15 年度研究計画に基づき、下記のとおり実施し、その成果を航海訓練へ活用した。

- 独自研究について（継続件数 20 件 + 新規研究 3 件 = ）合計 23 件

資料 20：平成 15 年度独自研究項目一覧

- 共同研究について（継続研究 10 件 + 新規研究 4 件 = ）合計 14 件

資料 21：平成 15 年度共同研究項目一覧

その内訳は、訓練の方法に関する研究 4 件、船舶運航技術に関する研究 27 件、その他海技及び海事に関する研究 6 件である。

当該年度における取組み

- ・ 船用機器に関して新規に独自研究 3 件を開始した。
- ・ 東京商船大学及び神戸商船大学等とそれぞれ協定を締結し、海洋環境に関する研究、操船シミュレータ教育訓練技法に関する研究、船陸間情報通信に関する研究等、新規に共同研究 4 件を開始した。
- ・ 研究活動の推進を目的に、日本マリンエンジニアリング学会 船舶大気汚染抑制検討委員会に参加し、関係する研究者と意見交換を実施した。
- ・ 船員教育訓練に関する調査研究の一環として米国カリフォルニア・マリタイム・アカデミーを訪問調査した。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

共同研究については例年 15 件程度の実施を目標としているが、平成 15 年度に予定していた新規共同研究のうち 1 件について協定書の締結が年度内に完了せず、このため合計 14 件の研究を実施した。なお、遅れていた協定書の締結が平成 16 年度に完了したため、当該年度における研究件数は 16 件となっている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 独自研究とは航海訓練所教官が実習訓練業務と並行して実施するもので、その成果は主に航海訓練所研究発表会における発表や調査研究時報又は調査研究諸報に掲載し、海事関係機関等に送付公表している。
- ・ 共同研究は外部機関と共同研究協定書を締結し、訓練所の教官が各外部研究機関の担当者と共同で実施するもので、実船データを高度に解析する点に特徴があり、その成果は海運界及び造船界等に公表している。
- ・ 上記に関する各研究の研究期間は概ね 3 年～5 年を標準としている。各研究は当該年度の前年度に作成した研究計画に基づいて実施される。また、当該年度終了時に各研究の実施状況を踏まえて研究報告を作成している。いずれも関係機関に送付し、ホームページ上で公開している。
- ・ 中期計画における目標値達成に向けた研究実施件数の経過を資料に示す。

資料 22：研究件数の中期計画目標値達成に向けた経過

(中期目標 3 - (2)「研究の実施」)
同上

(中期計画 2 - (2) - (b)「研究体制の充実と研究活動の活性化」)

研究体制のあり方について検討し、体制の一層の充実を図るとともに、研究活動の活性化を図るため、自己点検・評価体制を確立する。

(年度計画における目標 2 - 2 - (b)「研究体制の充実と研究活動の活性化」)

陸上部門と船間のネットワークを活用して船陸間で連携する研究体制を推進し、前年度設定したグループ研究による研究活動の活性化を図る。また、自己点検・評価としての研究評価を実施し、研究の質の向上を図る。

年度計画における目標設定の考え方

陸上部門と船間のネットワークを活用して、船陸間で横断的に連携する研究グループ体制の構築を図るとともに、迅速なデータの共有化、及び解析結果の相互利用を可能にして、効率的に研究を実施することを設定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- ・ 船陸間ネットワークシステムを活用して、研究に関わるデータ送受及び意見交換の迅速化を図った。
- ・ 研究グループ体制の構築推進及び外部研究機関との共同研究テーマ模索を目的に教官全員に対してアンケート調査を実施した。これによりグループ研究に資する基礎データを整備した。
- ・ 平成14年度に終了した研究10件についての事後評価を実施し、研究成果の検証を通して、研究体制の改善に向けた自己点検を行った。

資料23:平成14年度終了研究課題事後評価報告書

- ・ 平成15年度新規研究(追加分)3件及び16年度新規研究5件について事前評価を実施し、研究計画の分析をとおして効果的・効率的な研究の実施に向けて自己点検を行った。

資料24:平成16年度新規研究課題事前評価報告書

- ・ 平成15年度継続研究の7件について中間評価を実施して研究の実施状況、手法確認及び継続の妥当性を評価・確認し、研究成果の確立を図った。

資料25:平成15年度研究課題中間評価報告書

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 船陸間ネットワークシステムの有効活用を通して、研究者間の情報連絡能率を向上させ、共同研究を含めて、研究活動をより効率化する。
- ・ 船陸間で連携する横断的研究体制を推進し、グループ研究活動を発展させ、研究成果の結実を促進する。
- ・ 研究業務に関わる内部評価を実施し、その結果を踏まえて、研究体制の確立及び研究環境の改善を推進し、研究活動をより活性化・効率化する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 研究業務に関わる内部評価について
「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて、研究業務に関する評価を実施している。独自研究及び共同研究について、研究課題評価要領に基づき、新規研究課題については事前評価、継続研究については3年ごとに中間評価を、終了した研究については事後評価をそれぞれ実施している。
これらの評価は調査研究専門部会において各研究課題評価報告書としてまとめられる。
また、この評価を受けて、研究計画の修正及び内容の変更を検討するとともに、評価者の各研究に対する指摘事項、助言等を参考として効果的・効率的な研究活動の推進を図っている。
- ・ その他の研究活動
東京海洋大学と締結している『研究交流に関する協定』に基づき、職員が東京海洋大学の設備を活用して実施されている研究もあり、その研究成果が発表されている。

(中期目標 3 - (3) 「成果の普及・活用促進」)

独立行政法人航海訓練所法第 10 条第 3 号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識・技術の普及・活用促進を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、職員の専門知識の活用を図る。

また、論文発表、学会発表等を通じて研究成果の普及・活用を促進し、必要に応じて特許等の出願も図る。

(中期計画 2 - (3) 「成果の普及・活用促進」)

独立行政法人航海訓練所法第 10 条第 3 号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識・技術の普及・活用促進を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、専門知識の活用を図る。

また、研究成果の普及・活用を促進する。

その他、組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想普及業務を推進する。

具体的には下記の達成を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に 15 機関程度から、合計 300 名程度の研修員を受入れる。

国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に 10 名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ 95 名程度職員を派遣する。

技術移転等を推進するため、期間中に 6 件程度の国際会議等に参画する。

(年度計画における目標値 2 - (3) - (a) 「技術移転等の推進に関する業務」)

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、15 機関程度から、合計 60 名程度の研修員を受入れる。

国外の政府機関等の要請に応じ、2 名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ 19 名程度職員を派遣する。

技術移転等を推進するため 1 件程度の国際会議等に参画する。

年度計画における目標値設定の考え方

各年度平均的に実施するものとして、中期計画の 5 分の 1 程度に設定。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

12機関から延べ178名の研修員を受入れた。

資料26：研修員受入実績

インドネシア及びフィリピンの両国政府の要請に応じ船員教育長期専門家を派遣した。（派遣者数2名）

インドネシアの海員学校設立に関し短期専門家を2名派遣した。

- ・ 次年度以降の海外への船員教育専門家派遣に備え、1名が専門家養成研修を受講した。

専門分野の各種委員会等の委員等として52機関へ23名を派遣。

資料27：平成15年度各種委員会への委員派遣実績

アジア太平洋地区海事教育・訓練機関連合（AMETIAP）総会、及びアジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）の船員フォーラム、国際海事シミュレータフォーラム（IMSF）に参加。（3件）

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

海外船員教育専門家派遣人数累計（中期計画目標10名程度）

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
短期専門家	3	2	2			7
長期専門家	5	-	2			7

各種委員会への委員派遣実績（中期計画目標95名程度）

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
派遣委員数	18	21	23			62
委員会等数	41	44	52			-

国際会議参画実績（中期計画目標6件程度）

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
参画件数	1	1	3			5

- ・ 練習船の外地寄港時に、大韓民国「韓国海洋大学」、「木浦海洋大学」及び米国「カリフォルニア・マリタイム・アカデミー」との交流を実施し船員教育に関する意見交換等を実施した。
- ・ 研修員の受入機関数に関し、海外技術協力事業においてODA大綱の見直し等によりカウンターパートに係わる研修件数が減少している。また、受入人数に関しては、練習船の停泊中に、その機能及び職員の知識・技術を活用して集団に対する研修を行うことにより、受入人数が計画より上回っている。
- ・ 政府代表団の一員としてIMO及びILOの会議に教授1名が出席した。

(中期目標 3 - (3) - 「成果の普及・活用促進」)
同上

(中期計画 2 - (3) - (b)「研究成果の普及・活用促進」)

30件程度の論文発表並びに25件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(年度計画における目標値 2 - (3) - (b)「研究成果の普及・活用促進」)

研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに5件程度の学会発表を行う。

また、必要に応じて特許等の出願を図る。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では5年間の発表件数を、論文発表について30件程度、学会発表について25件程度としており、年度計画では、毎年の発表件数をそれぞれの1/5に設定した。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

- ・ 外部論文発表 10件
- ・ 外部学会発表 13件

資料28：平成15年度所外研究報告実績一覧

資料29：平成15年度所外研究発表実績一覧

- ・ 訓練機材に関する特許出願を1件行った。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 論文発表件数は各種学会での査読を経て掲載されるものとしている。(共著を含む。)
- ・ 学会発表件数は各学会の発表会又は講演会等において予稿集を作成の上発表されるものとしている。
それぞれの件数に関しては、年間の活動報告として、上記基準によりそれぞれを精査して計上したものである。
- ・ 上記以外の外部発表実績
神戸大学海事科学部と共催して、練習船の船上で船舶職員養成、船舶及び海洋を舞台とする学際領域の教育研究に係る総合的国際海事科学シンポジウムを開催した。
- ・ 開催を関係諸機関に周知した上、研究発表会を開催した。(発表件数20件)
資料30：平成15年度所内研究発表実績一覧
研究発表会の外部聴講者からのアンケートをまとめ、今後の研究活動のあり方を検討している。

- 研究成果の取りまとめとして調査研究諸報を2回(掲載14編)発行し、所内外関係先に配付した。

資料31：平成15年度所内研究報告実績一覧

- 航海訓練所においては研究成果の発表誌として調査研究時報及び同諸報を発行している。時報及び諸報の区分は、航海訓練所の業務に関し、有用性、独創性、信頼性又は完結性に優れた報文を時報とし、航海訓練所の業務に関し、有用性を認めた報文を諸報とし、例年6月、10月及び翌年1月の3回にわたって原稿の募集を行い、上記基準に照らし合わせて内容を審査し発行の可否を決めている。
- 従前は調査研究時報のみを発行の都度、外部関係機関に送付してきたが、研究成果の普及促進の観点から調査研究諸報についても平成14年度から外部関係機関に送付することとした。

- 外部論文発表件数(中期計画目標30件程度)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
論文実績件数	8	9	10			27

- 外部学会発表件数(中期計画目標25件程度)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	累計
発表実績件数	8	13	13			34

(中期目標 3 - (3) 「成果の普及・活用促進」)
同上

(中期計画 2 - (3) — (c) 「海事思想普及等に関する業務」)

練習船の寄港地での船内一般公開及び寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会等を現状の規模を維持しつつ行い、あわせてより効果的な海事思想普及等に関する業務のあり方を検討する。

(年度計画における目標値 2 - (3) — (c) 「海事思想普及等に関する業務」)

海事思想普及等に関する次の業務を実施する。

練習船の寄港地における一般公開 25 回程度

練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会 15 回程度

前年度に実施した、学校授業の総合学習として位置づけた練習船見学会をさらに発展させるよう努める。

年度計画における目標値設定の考え方

寄港要請数及び従来の一般公開・見学会の実績を踏まえ、回数を設定した。

練習船見学会の実施方法に関し、内容を発展させ学校等の希望に応えられるよう努めることを設定した。

実績値 (当該項目に関する取組み状況も含む。)

練習船の一般公開を延べ34回実施した。

- ・ 寄港要請に対し32件対応した。
- ・ 平成15年度の一般公開等による練習船内見学者の合計は111, 127名であった。
- ・ 体験学習的内容を取り入れた一般公開とするため、公開中にロープワーク教室や船長との懇談会等を開催した。

練習船見学会を27回実施した。

- ・ 「日本人船員の確保・育成推進会議」 (平成3年、運輸省海上技術安全局船員部長の要請により設立) のメンバーと連携した練習船見学会。 (14回実施)
- ・ 航海訓練所独自に、インターネットや地方自治体を通して参加団体を募集した練習船見学会。 (13回実施)
- ・ 総合学習として事前学習を実施しての見学会を発展させるため「見学する」から「触れてみる」への転換を図り、小学生等がより興味を引く内容を取り入れ、9回実施した。
- ・ 練習船見学会による見学者数は合計2,525名であった。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

一般公開・見学会の各船別実施状況

一般公開

船 名	実施回数	見学者数
日本丸	12回	39,908名
海王丸	16回	63,586名
北斗丸	2回	1,246名
大成丸	2回	4,265名
銀河丸	1回	320名
青雲丸	1回	1,802名
合 計	34回	111,127名

見学会

船 名	実施回数	参加者数
日本丸	6回	658名
海王丸	7回	769名
北斗丸	3回	137名
大成丸	2回	167名
銀河丸	5回	532名
青雲丸	4回	262名
合 計	27回	2,525名

その他の海事思想普及等に関する取組み

- ・（財）練習船教育後援会（平成16年3月から（財）船員教育振興協会）と共同で、帆船海王丸における一般青少年等対象の体験航海を9回実施し、163名が参加した。また停泊中に海洋教室を2回開催し、97名が参加した。
体験航海に関しては、実習に支障の無い範囲である1回20名程度を定員としている。
- ・ 海事に関するイベント等に参加し、練習船を活用した海事思想普及活動を行っている。

(中期目標 3 - (3) 「成果の普及・活用促進」)
同上

(中期計画 2 - (3) — (d) 「広報活動の推進」)

広報活動のあり方を見直し、情報開示体制の確立(電子媒体による一般からのアクセス法を含む。)
と合わせ、広報活動の推進を図る。

(年度計画における目標 2 - (3) - (d) 「広報活動の推進」)

広報委員会を積極的に運営すること等により、広報活動をより一層推進する。

必要とされる開示情報を、次の媒体を通し積極的に開示していく。情報公開法等の法令により
開示が義務付けられている事項に加え、練習船での最新の訓練状況等を掲載するなど、情報の発
信に努める。

官報

パンフレット

リーフレット

広報紙(ナイスティー)

航海訓練レポート(年度実績報告)

ホームページ

研究報告書及び研究発表会

また、練習船の一般公開時を捉え、航海訓練所及び航海訓練に関する広報活動を行う。

年度計画における目標設定の考え方

独立行政法人への移行を機に独立行政法人の視点に立った広報活動を推進するため、ホームページ
の内容の見直し・充実、新たなパンフレットの作成、また、広く航海訓練所の業務を理解していただ
くために、広報活動を実施する必要があることから、練習船の一般公開の場を活用することを設定し
た。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当該年度における取組み

- ・ 独立行政法人への移行にあわせて開設したホームページを、平成 15 年 4 月リニューアルし関連機関とのリンク及び内容の充実に努めた。
- ・ ホームページに練習船における実習状況を掲示し、保護者等に対する訓練状況の発信に努めた。

資料 3 2 : 航海訓練所ホームページ・サイトマップ

- ・ 業務実施状況の広報のための広報紙「ナイスティー」の年間 2 回の定期発行、と海外協力に関する特集号を発行し、船員教育機関、海事関係団体、港を管理する地方公共団体、寄港地近隣教育委員会等へ配布した。
- ・ その他、練習船寄港地で岸壁上に広報用ブースを設けるなどし、海事思想の普及にあわせ、海運及び船員教育に関する広報活動を実施した。また、国土交通省 1 階展示場での写真展示（2 回）を実施し、航海訓練所の業務内容の広報に努めた。
- ・ 法律に基づく情報開示請求は無かった。
- ・ 広報委員会の活動状況

平成 15 年度において広報委員会を 6 回開催し、ホームページの有り方、ナイスティー、パンフレット等の内容及び発行計画、広報活動の方策等を検討した。

広報委員会の場で提案された、広報に関するアイデアは自主改善努力の項で報告する。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 情報開示体制の整備をより一層進める他、ホームページをより親しみやすいものにすることを目指している。
- ・ 更新したホームページの項目別のアクセス件数をモニタリングし、掲示内容の充実を図ることとしている。
- ・ 今後、広報活動の媒体毎に対象を明確化するなどした上、一層の広報活動の充実に努めることとしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

練習船視察会の開催

練習船における訓練状況を理解いただくために、日本丸、海王丸及び銀河丸での海運界を対象とする視察会を計画実施した。（詳細は自主改善努力の項で報告する）

4 . 財務内容の改善に関する事項

(中期目標 4 財務内容の改善)

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、航海訓練所の業務の範囲内において、受託収入等、自己収入の確保を図る。

(中期計画 3 - (1) 「自己収入の確保」)

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図ることとする。

具体的には、期間中に、受託収入や乗船実習証明書（乗船履歴証明書）の再発行手数料等の徴収を図ることとする。

(年度計画における目標値 3 - (1) 「自己収入の確保」)

収受を開始した乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務に関する研修の受託料等以外の新たな自己収入の確保について引き続き検討する。

年度計画における目標値の考え方

航海訓練に係る受託収入については、関係機関とも調整を行う必要があるため、中期計画期間中の実施を目指し検討事項とした。

業務の範囲内での他の自己収入確保について引き続き検討することを設定した。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- ・ 運航実務研修、乗船実習証明書（乗船履歴証明書）の再発行、講師派遣及び教科参考資料の自己発行による有料配布を引き続き行い自己収入の確保を図った。
- ・ 乗組員・実習生への福利厚生事業として(財)練習船教育後援会が練習船内で行っている清涼飲料水の販売に関し、規程類を整備し、施設使用料を収受できるようにした。

上記自己収入に係る平成15年度の実績は3,420千円であった。

- ・ 文部科学省所管機関からの受託料収受に関する国土交通省と文部科学省との協議を見据えつつ、独法として大学・高専へ受託料収受に向けた協力を依頼し、大学から大筋の合意を得た。なお、高専とは協議を継続中である。
- ・ 国土交通省所管の機関からも、支払いを受ける方向で合意している。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

--

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標 4 財務内容の改善)

同上

(中期計画 3 - (2) 「 予算 (人件費の見積もりを含む) 」

3 - (3) 「 平成 13 年度 ~ 平成 17 年度収支計画 」

3 - (4) 「 平成 13 年度 ~ 平成 17 年度資金計画 」)

(年度計画における目標値

3 - (2) 「 期間中の予算計画 (人件費の見積もりを含む) 」

3 - (3) 「 期間中の収支計画 」

3 - (4) 「 期間中の資金計画 」)

(実績値)

1 . 予算

区 別	中期計画 予算 金額 (百万円)	年度計画 期間中の予算計画 金額 (百万円)	実績値 金額 (百万円)
収入			
運営費交付金	35,498	7,422	7,422
船舶建造費補助金	5,341	1,176	1,176
業務収入	0	0	0
その他の収入	3	1	7
計	40,842	8,599	8,605
支出			
業務経費	11,115	2,317	2,117
船舶建造費	5,341	1,176	1,176
人件費	23,378	4,903	4,615
一般管理費	1,008	203	389
計	40,842	8,599	8,296
	[人件費見積もり] 期間中総額 19,840 百万円支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費見積もり] 年度中総額 4,036 百万円を支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費の実績] 年度中総額 3,916 百万円を支出する。 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2. 収支計画

区 別	中期計画	年度計画	実績値
	平成 13 年度～平成 17 年度 収支計画 金額（百万円）	期間中の収支計画 金額（百万円）	金額（百万円）
費用の部	35,628	7,442	7,235
経常経費	35,628	7,442	7,235
業務費	32,775	6,525	6,607
一般管理費	2,726	898	359
減価償却費	127	19	259
（雑 損）	-	-	8
収益の部	35,628	7,442	7,491
運営費交付金収益	35,498	7,422	7,435
業務収入	0	0	0
その他の収入	3	1	6
資産見返負債戻入	127	19	50
資産見返運営費交付金戻入	-	-	27
資産見返物品受増額戻入	127	19	23
（臨時損失）	-	-	213
（臨時利益）	-	-	1
純利益	0	0	44
目的積立金取崩額	0	0	-
総利益	0	0	44

3. 資金計画

区 別	中期計画	年度計画	実績値
	平成 13 年度～平成 17 年度 資金計画 金額（百万円）	期間中の資金計画 金額（百万円）	金額（百万円）
資金支出	40,842	8,599	8,672
業務活動による支出	35,501	7,423	7,128
投資活動による支出	5,341	1,176	1,320
（財務活動による支出）	-	-	215
（その他）	-	-	8
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	40,842	8,599	9,305
業務活動による収入	35,501	7,423	7,428
運営費交付金による収入	35,498	7,422	7,421
業務収入	0	0	0
その他の収入	3	1	6
投資活動による収入	5,341	1,176	1,876
船舶建造費補助金による収入	5,341	1,176	1,176
（定期預金払戻収入）	-	-	700

年度計画における目標値の考え方

1. 予算

- ・ 運営費交付金は、運営費交付金の算定ルールに基づき算出した。
[人件費 = 積算上の前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額]
[業務経費 = { 前年度業務経費相当額 (所要額計上経費を除く) ± 学生数等の当年度増減に伴う額 } × 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度の所要額計上経費]
[一般管理費 = 前年度一般管理費相当額 (所要額計上経費を除く) × 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度の所要額計上経費]
- ・ 船舶建造費補助金は、練習船「銀河丸」の代船建造の進水時前払金相当額及び附帯事務費とした。

2. 収支計画

- ・ 業務費及び一般管理費には、人件費を含む。
- ・ 減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費。
- ・ 資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費相当額。

3. 資金計画

- ・ 投資活動は、練習船「銀河丸」の代船建造。
- ・ 業務活動のうち、その他の収入は、運航実務研修料など。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

実績値については中期計画の区別に準じて記載している。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

年度計画と実績値に乖離が生じている項目及びその理由

1. 予算

- | | | | |
|---------|--------|---|--------------------------------------|
| < 収 入 > | その他の収入 | : | 施設使用料収受の開始、教科参考資料の有料配布、運航実務研修、講師謝金など |
| < 支 出 > | 業務経費 | : | 船舶大規模改修等に伴う運航経費の減 |

2. 収支計画

- | | | | |
|----------|-------------|---|--------------------------------------|
| < 費用の部 > | 業務費 + 一般管理費 | : | 減額給与改定による人件費の減など |
| < 収益の部 > | その他の収入 | : | 施設使用料収受の開始、教科参考資料の有料配布、運航実務研修、講師謝金など |

3. 資金計画

- | | | | |
|----------|------|---|--------------------------------------|
| < 資金支出 > | 業務活動 | : | 減額給与改定による人件費の減など |
| | 投資活動 | : | 煤回収装置、船陸間ネットワークシステムなど |
| | 財務活動 | : | 海王丸（ファイナンス・リース）返済分 |
| < 資金収入 > | 業務活動 | : | 施設使用料収受の開始、教科参考資料の有料配布、運航実務研修、講師謝金など |

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 4 「短期借入金の限度額」)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、
1,200百万円とする。

(年度計画における目標値 4 「短期借入金の限度額」)

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、
1,200百万円とする。

年度計画における目標値設定の考え方

資金計画による運営費交付金の2ヶ月分程度を想定。

実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

短期借入金の実績なし。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 5 「重要な財産の処分等に関する計画」)

期間中に整備を計画している次世代対応練習船の建造進捗状況を見つつ、商船大学の養成定員縮減による実習生数の減少を踏まえ、次の処分を計画する。

(財産の内容) 練習船「銀河丸 (4,888 トン)」及び
練習船「北斗丸 (5,877.19 トン)」

(処分の種類) 売却

(処分の下限価格) 2 隻で 3 百万円

(年度計画における目標値 5 「重要財産の処分計画」)

次年度に計画する重要な財産処分に関し、その手続きを開始する。

年度計画における目標値の考え方

平成 16 年度初めに北斗丸の用途廃止、及び次世代対応練習船完工に合わせた現銀河丸の用途廃止を計画しているので、それに合わせ売り払い手続きを開始することを設定した。

実績値 (当該項目に関する取組み状況も含む。)

北斗丸及び銀河丸について一般競争入札により売却することを公告し、北斗丸に関しては 15 年度中に入札を行い、船舶として落札された。

処分に関する手続きの経緯

- 1 . HP に売却予定を掲載
- 2 . 官報及び新聞に売却に関する公告を掲載
- 3 . 現場説明
- 4 . 入札
- 5 . 所有権の移転

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

北斗丸は平成15年度一杯（平成16年4月1日所有権移転）をもって売払った。
銀河丸に関しても、平成16年4月に入札を行うこととしている。

(中期目標 4 「財務内容の改善」)

同上

(中期計画 6 「剰余金の使途」)

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、次に充てる。

2 - (1) - (d) 訓練機材の整備

2 - (1) - (h) 安全管理の推進

2 - (2) 研究の実施

(年度計画における目標)

具体的目標は設定していない。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金の使途であるため具体的目標は設定しない。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

今期における剰余金は44,170千円であったが、全て独立行政法人通則法第44条第1項の積立金とした。

5. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(中期目標 5 - (1)「施設・設備の整備」)

航海訓練所の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画 7 - (1)「施設・設備に関する計画」)

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

具体的には、期間中に技術革新の進展に伴い船舶運航・管理に従事する人材として新たに求められる知識・技能を習得させるため、次世代対応練習船を整備する。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
航海訓練所練習船 「銀河丸」の代船建造	5 , 3 4 1	独立行政法人航海訓練所船舶 建造費補助金

(年度計画における目標 6 - (1)「施設・設備の整備」)

「次世代対応練習船」の建造工程計画に従い年度内における進水を図る。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
航海訓練所練習船 「銀河丸」の代船建造	1 , 1 7 6	独立行政法人航海訓練所船舶 建造費補助金

年度計画における目標値設定の考え方

次世代対応練習船の建造期間が平成13年度から16年度の4ヵ年計画であることから、建造契約に基づき年度内の進水を設定した。また、予定額は、代船建造の進水時前払金相当額及び附帯事務費とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 建造仕様書に基づき建造工事を継続し、計画どおり年度内に進水させた。
- ・ 16年6月の竣工に向け建造を進めている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 新銀河丸の建造工程等

建造造船所：三井造船（株）

契約年月日：平成 13 年 12 月 10 日

起工年月日：平成 14 年 11 月 6 日

進水年月日：平成 15 年 12 月 12 日

引渡期限：平成 16 年 6 月 15 日

- ・ 契約金額 4,504,893 千円

平成 13 年度支払額 662,500 千円

平成 14 年度支払額 1,547,600 千円

平成 15 年度支払額 1,166,768 千円

次期以降支払予定額 1,128,025 千円

参考）支払は、契約時、起工時、進水時、完工時に分割して支払うこととしている。

- ・ 中期計画の船舶建造費補助金と契約金額の差異について

船舶建造費補助金には、船舶建造費と船舶建造事務費が計上されている。また、建造契約締結に当たっては、一般競争入札を実施しており、予定価格より安価で落札されたことにより、補助金総額に比し契約金額が約 8 億円少なくなっている。

(中期目標 5 - (2) 「人事に関する計画」)

業務運営の効率化を図り、人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。なお、人員の適正配置に関しては、船員法の完全適用への対応に留意する。

(中期計画 7 - (2) 「人事に関する計画」)

方針

業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制を図る。

また、期間中に、効果的な訓練体制の確立を踏まえて、より効率的な練習船運航体制を確立するとともに、船員法の完全適用に向けた予備船員制度の確立を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の 97 % 程度とする。

(参考)

(1) 期初の常勤職員数	472 人
(2) 期末の常勤職員数の見込み	459 人

(年度計画における目標値 6 - (2) 「人事に関する計画」)

(a) 方針

業務運営の効率化と人員配置の見直しにより、次年度の人員抑制の具対策を検討する。また、平成 18 年度からの船員法完全適用に向けて、業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制の観点に立った予備船員制度について、練習船の運航設備の現状及び即戦力化実習訓練の技法等を勘案し、引き続き具体的に検討し、平成 16 年度からの試行に備える。

(参考) 期間中の人件費総額見込み 41 億円

年度計画における目標値設定の考え方

中期目標期間中に段階的に人員抑制を実施することとしており、次年度期初に計画する職員数にするための具体策の検討を設定。また、平成 18 年度からの船員法の完全適用に向けた予備船員制度について前広に具体的検討を行うことを設定した。

実績値 (当該項目に関する取組み状況も含む。)

当該年度における取組み

- ・ 平成 15 年度期初において、定年退職者の不補充により平成 14 年度期初職員数 469 名から 3 名減となる 466 名の職員数とした。
- ・ 平成 16 年度期初の職員数 463 人とするための 3 名の人員抑制計画の具体案を策定した。
- ・ 予備船員制度確立後の休暇管理について、休暇付与のシミュレーションを行い、実行可能性を検証した。

船員法完全適用における休暇付与に伴う予備船員の活用については、平成 16 年度からの試行と、18 年度からの実行開始に向け段階的に体制を整えている。

実績値が目標値に達しない場合、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 予備船員制度の確立にあつては、練習船での運航設備の現状及び即戦力化への対応等実習訓練の充実強化を考慮した適正な要員配置並びに船員法遵守のため実習制度等を考慮した効率的な休暇制度の構築の観点から検討を行ない、人員の抑制に努めた。

その結果、平成１８年度からの船員法完全適用に向けて平成１６年度から以下の措置を講じることにより予備船員制度を試行することとしている。

各船の要員を見直し、その配置を帆船６５人、汽船５９人に統一する。各船要員配置の変化を資料３３に示す。

資料３３：配乗職員数の変化

実習生の配乗期間を考慮し、３ヶ月を１単位とし陸上休暇を付与することとし、陸上休暇は原則として１年３月の乗船期間ごとに与える。

- ・ 平成１６年度及び１７年度の試行結果を検証しつつ、次期中期計画において更なる要員削減が可能かを検討していくこととしている。

注）船員法の適用に関しては、個別法附則第７条において有給休暇に関する経過措置が設けられている。

（参考；人件費に関して）

- ・ 平成１５年度人件費総額は３，９１６百万円
上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。
- ・ 計画額４，０３６百万円との差異１２０百万円は、給与の改定等による。
- ・ 独立行政法人職員の給与の支給の基準に関しては、独立行政法人通則法第５７条第３項により定められており、今般『一般職の職員の給与に関する法律』の改正がなされ、その支給基準が引き下げられたことから、その他、民間企業の従業員の給与、業務の実態、中期計画における人件費の見積り額等を考慮し、平成１５年１０月２８日付け、独立行政法人航海訓練所職員給与規程及び同役員報酬規程の改正を行い、給与の減額改定を行った。

第2章 自主改善努力評価のための報告

自主改善努力の実績

航海訓練サービス・質の向上を命題として、職員がそれぞれの立場で自ら実施した自主改善努力項目を「1. 訓練内容の改善」「2. 業界・国民のニーズへの対応」「3. 業務内容の改善」に分類整理した。

資料34：平成15年度自主改善努力のポイント

1. 訓練内容の改善

1-1 「即戦力となる技能習得」を目指した実習への工夫

● 選択制実習によるフォローアップの取組み

活動状況

提案理由

即戦力化への対応として、単なる知識としての海技ではなく、実際に船内で自ら実施できる技能習得のための実習への転換を一層推進するため、実習生個々の弱点に対応した実習の設定が必要となる。

実現のための検討結果

実習生の希望を取入れ、実習修了直前に、既に実施した実習項目の中から「自分はこれが弱い」と思う実習を選択させ、その希望に応じた柔軟度あふれる「フォローアップ実習」を企画した。つまり、即戦力で求められている最低限の事項にターゲットを絞り、例えば4級航海系であれば、「船位決定」「甲板機械取扱い」「ワイヤーアイスブライシング」等、4級機関係であれば、「工具の名称」「テスターの使用法」「計測機器取扱い」等を確実にマスターさせるため、実習生自らが「自分の弱い」と判断する項目を選択履修させた。

効果

実習修了直前の時期に、自らが弱いと判断する項目を選択履修することによって、「弱点克服」をテーマとした機会を設定することで、最後の仕上げとして、自信を持たせ実習を修了させることができた。教官において充分把握できていなかった実習生各人の得手不得手に応じたきめ細かな指導が可能となった。

今後の検討課題

限られた実習時間及び教官数の制約の下で「各人に応じた実習機会」を、如何に設定できるかが課題となる。

● 実習技法の工夫

活動状況

提案理由

実習内容を効果的に理解させるためには、実習生の「やる気」と「動機付け」が重要であると同時に、練習船実習の特徴を最大限に活かし、かつ効果的な実習を行う必要がある。

実現のための検討結果

- 実習生の自主性を重んじ「やる気」を起こさせる目的で、それまでは教官の指示に従い作業を行っていた実習を、作業前のブリーフィングを綿密に行ったうえで、教官はあくまで作業に支障を来すまでは助言を与えず、実習生自らが企画・準備・実施・手仕舞いまでを行う試みを実施した。（渦巻きポンプ解放点検作業、救命艇降下作業）
- 実機を最大限に活かす工夫として、作業に当たっていないグループの有効な訓練方法について検討し取り組んだ。例えば機関科においては、主機ピストン抜き作業などは限られた人数でしか作業ができないところ、ビデオ映像をプロジェクターで投影し、作業の状況をライブで多くの実習生に説明する工夫を行った。航海科においては、救命艇降下・揚収作業を行うグループと見学グループに分け、見学グループには作業グループの評価を行わせた。

効 果

- 実習生の自主性を引き起こし、また、実習生の間にチームワークが芽生えた。
- 単にビデオ映像を見るのではなく、現場に居ながら作業の説明を受けることは、臨場感があり、かつ、作業の手順も理解しやすい状況となった。また、他の実習生を客観的に評価することで、作業に潜む危険の察知や作業の手際を把握することができ、相互にとって良い効果をもたらすことができた。
- 実習訓練内容及び達成目標が明確となったことで、実習生は漠然とした意識から目的意識を持って実習に取り組むようになった。

今後の検討課題

- 安全管理上、実習生の自主性に任せる範囲の設定が難しい。
- 多人数に対する効果的・効率的な実習を展開するには、ハード・ソフト両面での教材整備が必要である。

1 - 2 手作り教材の活用

- 自学自習ソフトの開発・活用

活動状況

提案理由

昨年度開発した「教官手作りによる自学自習ソフト」を各船に配布し活用を図った。さらに発展的な展開を図るための改良と効果的な活用方法に関し検討することが必要となっている。

実現のための検討結果

誰でも、いつでも、簡単に利用できる教材として、昨年度開発した「自学自習ソフト」を全船に配布し、実習前後に活用して、一度の実習機会を有効に活用することとした。また、ソフト作成手順に基づき新たな自学自習ソフトを作成した。加えて、新たな有効な機能を付加することを検討した。

資料 3 5：自主開発自学自習型パソコン教材一覧

効 果

P C を利用させることで、実習生はゲーム感覚で自由な時間に学習に取り組む姿が多く見られ、また、学習結果が随時更新されるため、重ねて利用する実習生が多く見られた。

P C を活用した教材とは別に、教材開発の観点から、廃材を利用した教材が作成され、分解調整等の実施機会を増加させることが容易になり、実習生の技能向上に役立った。

今後の検討課題

- 自学自習教材に関しては、効果を検証しながら、引き続きより効果的なものに改善していく努力とともに、教材としての P C 整備が必要。
- 廃棄機器の教材への活用は、船内の保管スペースとの兼ね合いもあり、有効に活用できる物を厳選して整備していく必要がある。

2 . 業界・国民のニーズへの対応

2 - 1 積極的情報収集と各種要望への即応

- 現役内航船の船長・機関長による乗船調査

活動状況

提案理由

「内航船員養成における即戦力化等に係る提言」を受け、練習船教官の内航船乗船研修を実施し、その現状の把握及び即戦力化に向けた実習への転換に努めてきたが、教育訓練の即戦力化をより速やかに、かつ効果的に実行するために、内航船運航経験者の意見を直接聞く必要があった。

実現のための検討結果

訓練状況調査を依頼し、現役内航船の船長・機関長が、海員学校本科及び専修科の実習期間中 2 回にわけ合計約 70 日間、調査のため乗船した。

効 果

乗船中、毎日欠かさずに行われたミーティングの場面や、実際の実習場面において、内航即戦力化に向けた具体的な指導方法や、実習内容に関する助言を多く得ることができた。また、実習生においても現役船長・機関長からのアドバイスは新鮮でありかつ真摯に受け止めていた様子であった。

これらの内容に関し、逐次他の練習船に周知したことにより、「演習や実習に集中力を持たせる工夫」や「事前事後ミーティングの活用」等の教育技法の取入れに関し、練習船全体に良い影響を与えた。また、内航船現役の船長・機関長の視点からのアドバイスは、教官の意識改革にも有効であった。

今後の検討課題

提出された報告書による改善すべき事項を実習に反映していく。

当調査を必要に応じ実施するためには、調査員の人材確保が課題となる。

- 内航船主練習船視察会の開催

活動状況

提案理由

意見交換会等を通し、練習船における訓練内容が、特に内航海運会社に広く知られていないことが判明したことから、実際の訓練状況と海員学校の実習生の現状を理解していただく必要があった。

実現のための検討結果

内航船社等を対象として訓練の現状を理解いただくための、練習船視察会を企画実施した。航海訓練と平行して行うため、10月東京地区において帆船で2回、2月阪神地区において汽船で1回実施した。

効 果

参加した内航海運会社幹部に、練習船の訓練実態を理解していただくことができた。また、視察後意見交換会を実施することにより、訓練に携わっている現場に、各船社の意見が直接伝えられたため、教育現場に強いインパクトを与えることができた。

今後の検討課題

練習船の行動と海上で実施する必要から実施場所の設定に制約があり、また参加者の募集にさまざまな協力を依頼しなければならないこともあり、実施方法に関し検討を要する。

● 海運ガイダンスの実施

活動状況

提案理由

海運界や船舶職員に関する情報や知識を全く有さず、商船大学に入学する者が見受けられる傾向にあるため、学生が勉学の方向性を早い時期に設定する一助として、海運界の現状や船舶職員の実態を説明しておく必要がある。

実現のための検討結果

学校において実施されるべきものと考えるが、大学において、十分時間が取られていない現状を鑑み、外航海運会社に依頼し、海運界の現状と今後の展望や就職後の業務内容等を質疑応答も含め、将来の進路決定の参考となるよう商船大学1学年の実習時期に海運ガイダンスとして実施した。

効 果

海運界の第一線で活躍する者の体験談等は、大学1年生にとっては新鮮であり、かつ海運界が今後目指している方向を理解し、将来の進路及び勉学の方向性を定めるために有効な機会となった。また、活発な質疑応答がなされた。

今後の検討課題

常に良い講師を確保できることが前提であり、各会社の今後の協力を期待している。

3. 業務内容の改善

3 - 1 職員による独自開発

- 船内メール自動配信システムの開発

活動状況

提案理由

練習船といった特殊な環境に適応する教育システム及び運航システムの開発は、一般企業においての開発は汎用性がないことから所謂特注品となり高価なものとなる。従って、使い勝手の良いシステムを運用するためには、経費削減のために自らが開発する必要があり、船陸間ネットワークを構築するに当たり、船内において付加される配信業務を、自動で配信できるシステムを開発し対応する必要があった。

実現のための検討結果

「船内メール自動配信システム」を独自開発し、その運用を図ることで、陸上の PC と船内の PC との間でスムーズに情報の交換ができるようになった。

効 果

練習船独自の形態に応じたシステムやソフト開発を行うことで、練習船に合った利便性のある物が開発された。

平成 16 年度に導入した、電子会議室の運用が容易に行えるようになった

資料 3 6：船内メール自動配信システム概要図

今後の検討課題

日夜、実習訓練及び運航に携わっている教官が、開発に携わりやすい環境を整備する必要がある。汎用性が期待できるものに関しては広く社会に提供していくことも検討していく必要がある。

3 - 2 P R 活動の工夫

● 手作り P R 活動の推進

活動状況

提案理由

従来練習船の寄港地における一般公開等を利用した P R 活動を行ってきたが、船の P R に止まり航海訓練所の業務を P R するには至っていない。そこで、陸上組織が主体となつての P R 活動を充実させるため、各種イベントにおいて可能な限り参加することとした。

実現のための検討結果

P R ブースを主催者より提供を受け、職員が作成した企画展示等を行い、広く一般に向けて広報活動を行こととした。

効 果

企画内容に関して素人の域を出ない点はあるが、職員個々が青少年等に説明に当たることにより、来場者にわかりやすく説明が行えた。陸上組織全体としての P R 活動へ取組むことにより、広報を通し職員の意識改革に役立った。広く国民一般の声に耳を傾け、今後の業務運営に向けての参考とした。

また、広報活動中のスタッフジャンパーの着用、船名を大書した横断幕の掲揚等により、練習船の存在をアピールすることが提案実行され、質問をし易い環境を作り、海事思想の普及に努めることができた。

今後の検討課題

全ての海に関するイベントに職員を派遣することは不可能であるが、主催者等に依頼し、展示場所の確保等を行い、さまざまな国民が接する機会を増やしていくことが必要である。

